

計画等の案の概要

名 称	静岡県消費生活条例に基づく告示「不当な取引行為の指定」の改正														
公表するもの	静岡県消費生活条例に基づく告示「不当な取引行為の指定」の改正(案)														
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和6年12月27日(金)～令和7年1月26日(日)												
	無														
担当課等名	くらし・環境部 県民生活局 県民生活課 事業者指導班 電話番号 054-221-2189														
総合計画における位置づけ	1-4 安全な生活の確保と交通安全の推進 (4) 安全な消費生活の推進														
審議会等の名称	静岡県消費生活審議会														
<p>1 趣旨</p> <p>静岡県では、消費者取引の適正化とその被害を防止するため、不当な取引行為を行う事業者に対し、静岡県消費生活条例に基づく指導・勧告等を実施しています。この指導・勧告で指摘する「不当な取引行為」は、県条例により告示で指定することとしています。</p> <p>このたび、社会情勢の変化に対応するため、県条例に基づく告示「不当な取引行為の指定」を改正することとしました。</p>															
<p>2 骨子</p> <p>(1)主な改正概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">不当な取引行為</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退去困難な場所への同行による勧誘</td> <td>・ 目的を明示しない広告等による消費者の誘引先に営業所以外の事業者が指定した場所を追加</td> </tr> <tr> <td>靈感等の知見を用いた告知による勧誘</td> <td>・ 不幸の予言、健康上等の不安の対象を消費者本人以外の親族等にも拡大 ・ 既に不安を抱いていることに乗じた勧誘を対象に追加</td> </tr> <tr> <td>目的物の原状回復困難な変更による勧誘</td> <td>・ 勧誘場所や消費者の誤認の要件を撤廃 ・ 目的物の現状を変更し、変更前の原状回復を著しく困難にすることによる勧誘行為を対象に追加</td> </tr> <tr> <td>事業者に損害賠償責任の決定権限を付与</td> <td>・ 損害賠償責任の決定権限付与条項を設けた契約締結行為が不当な取引行為であることを明文化</td> </tr> <tr> <td>免責範囲が不明確な条項の設定</td> <td>・ 免責範囲が不明確な条項を定めた契約締結行為を不当な取引行為として新規指定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)告示改正の考え方</p> <p>① 特定商取引法と消費者契約法は、社会情勢の変化に伴い、適宜改正が行われ、不当行為が追加されていることから、これらの法改正の趣旨に則った見直しを行います。</p> <p>② 現行の行為規定をわかりやすく修正します。</p> <p>(3)施行時期</p> <p>令和7年4月1日</p>				不当な取引行為	改正内容	退去困難な場所への同行による勧誘	・ 目的を明示しない広告等による消費者の誘引先に営業所以外の事業者が指定した場所を追加	靈感等の知見を用いた告知による勧誘	・ 不幸の予言、健康上等の不安の対象を消費者本人以外の親族等にも拡大 ・ 既に不安を抱いていることに乗じた勧誘を対象に追加	目的物の原状回復困難な変更による勧誘	・ 勧誘場所や消費者の誤認の要件を撤廃 ・ 目的物の現状を変更し、変更前の原状回復を著しく困難にすることによる勧誘行為を対象に追加	事業者に損害賠償責任の決定権限を付与	・ 損害賠償責任の決定権限付与条項を設けた契約締結行為が不当な取引行為であることを明文化	免責範囲が不明確な条項の設定	・ 免責範囲が不明確な条項を定めた契約締結行為を不当な取引行為として新規指定
不当な取引行為	改正内容														
退去困難な場所への同行による勧誘	・ 目的を明示しない広告等による消費者の誘引先に営業所以外の事業者が指定した場所を追加														
靈感等の知見を用いた告知による勧誘	・ 不幸の予言、健康上等の不安の対象を消費者本人以外の親族等にも拡大 ・ 既に不安を抱いていることに乗じた勧誘を対象に追加														
目的物の原状回復困難な変更による勧誘	・ 勧誘場所や消費者の誤認の要件を撤廃 ・ 目的物の現状を変更し、変更前の原状回復を著しく困難にすることによる勧誘行為を対象に追加														
事業者に損害賠償責任の決定権限を付与	・ 損害賠償責任の決定権限付与条項を設けた契約締結行為が不当な取引行為であることを明文化														
免責範囲が不明確な条項の設定	・ 免責範囲が不明確な条項を定めた契約締結行為を不当な取引行為として新規指定														